

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会

会長 三澤 憲一

局長通達「盲導犬を連れた盲人の乗合バス乗車について」の廃止について

平素よりバス事業につきましては、格別のご理解とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記通達につきましては、昭和61年2月19日付け地自第22号の2運輸省地域交通局長通達（同年2月20日付け日バス協技第29号により各都道府県バス協会会長あて発出）（以下「局長通達」という。）として、

- ①盲導犬であることの証明書及び口輪を携帯し、盲導犬はハーネスを装着していること。
- ②車内では一般乗客の乗降等に支障のない場所に着席すること。
- ③盲導犬には口輪の装着を必要としないこと。但し、車内混雑時等一般乗客の理解が得られない場合は、必要に応じ、装着を求めること。

とされておりましたが、この度、関係団体から国土交通省に対し、法律に規定のない口輪の携帯が規定されている局長通達について運用改善の要望がなされ、国土交通省において検討した結果、局長通達の趣旨については既に法律で担保されていること及び法律に規定のない過度な負担を求めていることなどから、局長通達は廃止となりましたので、貴協会傘下会員に対し周知徹底方よろしくお願い致します。

日本バス協会 業務部 松浦

Tel 03-3216-4014

FAX 03-3216-4016